

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 0 年度
計画主体	富里市

富里市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富里市市民経済環境部農政課
所在地 富里市七栄652-1
電話番号 0476-93-4944
FAX番号 0476-93-2101
メールアドレス nousei@city.tomisato.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス，ドバト，キジバト，ムクドリ，ヒヨドリ，スズメ，キジ，タヌキ，ハクビシン，アライグマ，ノウサギ，イノシシ，キョン
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	富里市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	野菜類・豆類・果樹類	1,713千円 0.34 ha
ドバト	—	—
キジバト	—	—
ムクドリ	—	—
ヒヨドリ	—	—
スズメ	—	—
キジ	—	—
タヌキ	—	—
ハクビシン	野菜類・豆類・果樹類	1,714千円 0.36ha
アライグマ	野菜類	999千円 0.22ha
ノウサギ	—	—
イノシシ	野菜類・豆類	128千円 0.02ha
キョン	—	—

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・カラス 市内全域で野菜類・豆類・果樹類の被害がある。また，ビニールハウスの被覆材の損傷や家畜への被害も発生している。 ・ドバト・キジバト 被害値の報告はないが，市内全域で当該鳥類によるものと思われる豆類の被害があるとの報告を受けている。 ・ムクドリ・ヒヨドリ 被害値の報告はないが，市内全域で当該鳥類によるものと思われる野菜類の被害があるとの報告を受けている。 ・スズメ 被害値の報告はないが，日吉倉，高野地区で当該鳥類によるものと思わ
--

れる水稻の被害があるとの報告を受けている。

・キジ

被害値の報告はないが、市内一部で当該鳥類によるものと思われる野菜類の被害があるとの報告を受けている。

・タヌキ

被害値の報告はないものの、当該獣が原因と思われる、野菜類・豆類への被害があるとの報告を受けている。捕獲実績は年々増加しており、被害発生が懸念される。

・ハクビシン

市内全域で野菜類・豆類・果樹類の被害があり、個体数は増加の傾向にある。また、住宅侵入による生活被害の報告もある。

・アライグマ

市内全域で野菜類の被害があり、個体数は急速に増加している。

・ノウサギ

被害値の報告は無いが、十倉地区、七栄地区で野菜類の被害があるとの報告を受けている。

・イノシシ

平成29年度に富里市十倉にて、野菜類及び豆類の農作物被害が発生した。また、市内各地で足跡発見や目撃情報があり、被害拡大が懸念される。

・キョン

現在、被害値の報告はないが、平成29年度に隣接市にて目撃情報があり、今後、被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成33年度)
カラス	1,713千円 0.34 ha	1,199千円 0.24ha
ドバト	—	0千円 0.0ha
キジバト	—	0千円 0.0ha
ムクドリ	—	0千円 0.0ha
ヒヨドリ	—	0千円 0.0ha
スズメ	—	0千円 0.0ha
キジ	—	0千円 0.0ha
タヌキ	—	0千円 0.0ha
ハクビシン	1,714千円 0.36ha	1,200千円 0.25ha
アライグマ	999千円 0.22ha	700千円 0.15ha
ノウサギ	—	0千円 0.0ha
イノシシ	128千円 0.02ha	89千円 0.01ha
キョン	—	0千円 0.0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣捕獲業務を成田猟友会へ委託し、銃器及び箱ワナによる捕獲を実施している。 市が所有する箱ワナを捕獲従事者に貸し出している。 小型箱ワナ貸出数 平成28年度 34基 平成29年度 36基 平成30年度 46基 大型箱ワナ設置数 平成29年度 1基 平成30年度 4基 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲従事者の高齢化が進んでおり、担い手の育成・確保が今後の課題となる。 銃器による捕獲に対して、安全面に配慮した捕獲の実施。
防護柵等の設置に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 現在、防護柵等の設置は行っていないが、農作物被害が急増しているため、電気柵の設置に向け、関係機関と協議しており、平成31年度以降の設置を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 効果の周知。正しい設置方法や運用方法の周知。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害を効果的に抑制するため、平成31年度より鳥獣被害対策実施隊の整備を予定している。 担い手の育成・確保を図るため、農業従事者等による狩猟免許取得を推進する。 国・県補助事業を活用しながら、捕獲資機材並びに捕獲体制の整備を図る。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>鳥類については、銃器を使用し、成田猟友会により捕獲・追払いを行う。獣類については、狩猟免許所持者等によるわな捕獲を実施していく。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度～ 平成33年度	カラス, ドバト, キジ バト, ムクドリ, ヒョ ドリ, スズメ, キジ, タヌキ, ハクビシン, アライグマ, ノウサ ギ, イノシシ, キョン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会による捕獲 ・ 農業者等に対しての狩猟免許取得推進 ・ 実施隊による捕獲活動等の強化 ・ 狩猟免許を所持しない農林業者に対しJA富里市と連携を図り事業地内での捕獲活動への指導及び助言を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績, 被害多発地域からの出没状況の聞き取りなどから被害状況を把握し, 千葉県第二種特定鳥獣管理計画等に基づき計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
カラス	100羽	100羽	100羽
ドバト	10羽	10羽	10羽
キジバト	10羽	10羽	10羽
ムクドリ	10羽	10羽	10羽
ヒヨドリ	10羽	10羽	10羽
スズメ	10羽	10羽	10羽
キジ	10羽	10羽	10羽
タヌキ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭
ノウサギ	5羽	5羽	5羽
イノシシ	5頭	10頭	10頭
キョン	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
農作物被害発生地区を中心に, 鳥類については銃器を使用し捕獲及び追い払いを行い, 獣類については狩猟免許所持者等によるわな捕獲を重点的に行う。また市内全域において, 有害鳥獣の生息調査を行い捕獲活動の推進を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	被害状況の推移を確認しつつ，許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
ハクビシン・アライグマ・イノシシ	—	電気柵2,000m	電気柵2,000m

(2) その他被害防止に関する取組

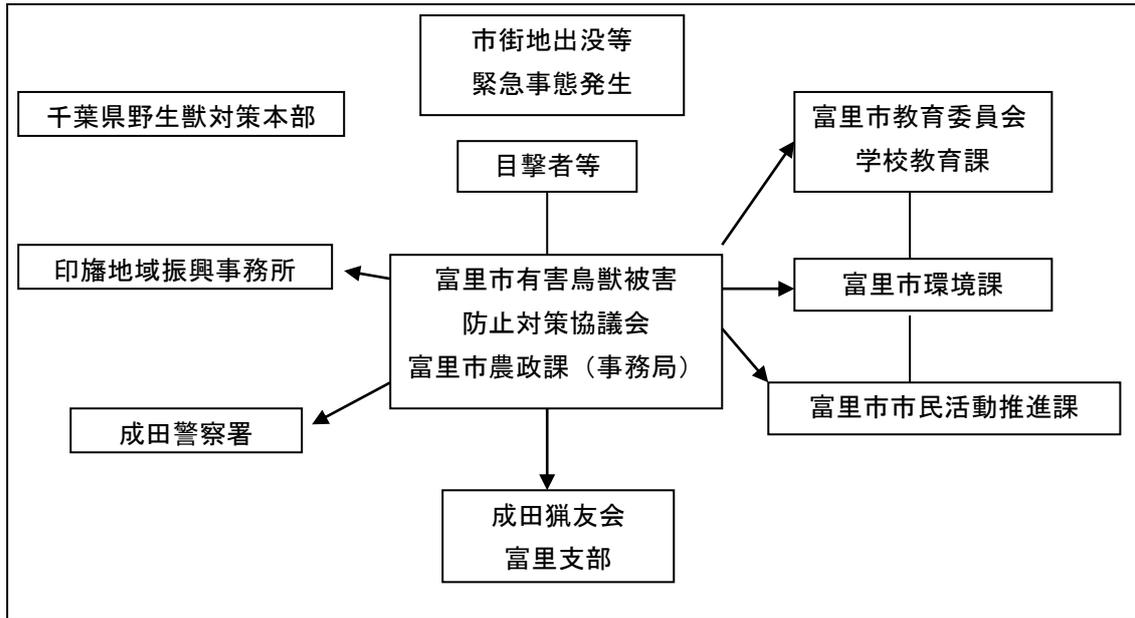
年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度～平成33年度	ハクビシン・アライグマ・イノシシ	野生鳥獣のエサとなる農作物等残渣の適正処理，耕作放棄地の解消など生息環境管理の取り組みを推進する。集落単位での獣害対策を行えるよう地域リーダーの育成研修や講習会，広報等により被害防止対策の周知を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
印旛地域振興事務所	捕獲許可及び捕獲指導
成田猟友会富里支部	有害鳥獣捕獲の実施，対策の推進，情報収集
成田警察署	個人の生命身体及び財産の保護，情報収集
富里市	対策の推進，情報収集

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・焼却処理（成田いずみ清掃工場）若しくは埋設処分を基本とし，一部自家消費を認める。
- ・アライグマについては，千葉県アライグマ防除実施計画に基づき処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在，市内で捕獲されている野生鳥獣について，食肉等に適さないため食品利用については考えていない。ただし，イノシシについて捕獲数の状況により検討を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富里市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
富里市農政課	・被害防止計画の策定 ・事務局
富里市環境課	・連携協力 ・情報提供
富里市教育委員会学校教育課	・連携協力 ・情報提供
富里市市民活動推進課	・連携協力 ・情報提供
富里市農業委員会事務局	・連携協力 ・情報提供
富里市農業協同組合	・連携協力 ・情報提供 ・被害状況調査

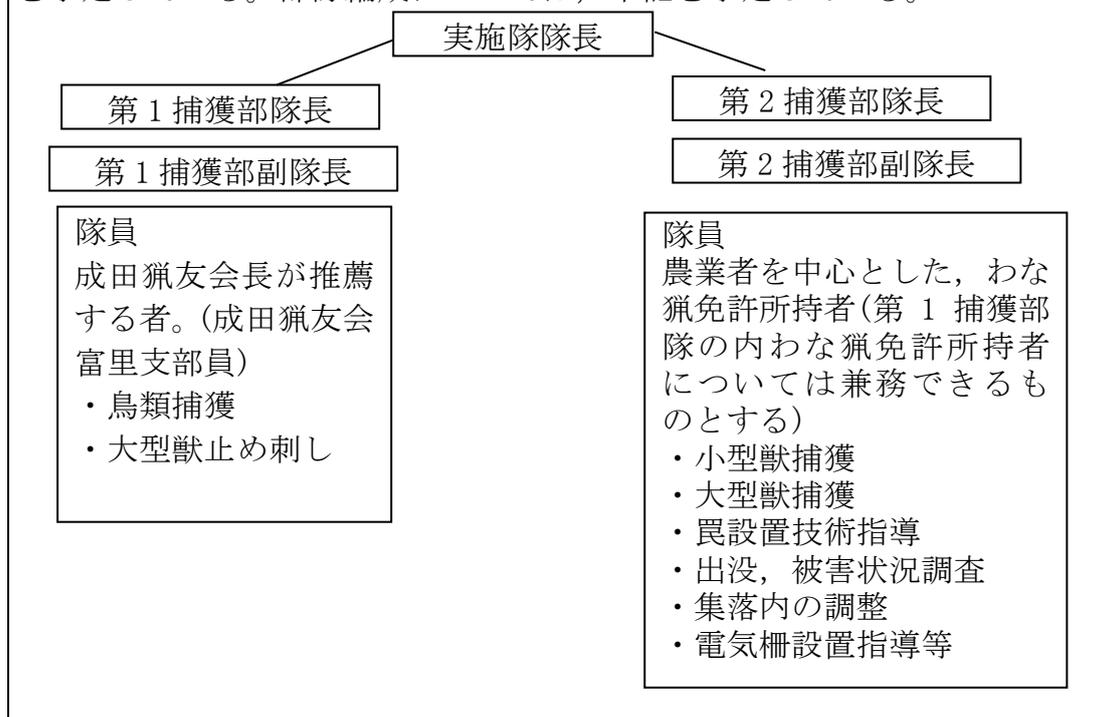
丸朝園芸農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力 ・情報提供 ・被害状況調査
富里市農業士会	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力 ・情報提供
北総農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査 ・情報提供
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護管理に関する事項 ・駆除時の従事者に対する指導
成田猟友会富里支部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除 ・パトロール
成田警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 ・個人の生命，身体及び財産の保護
印旛農業事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力 ・情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県印旛地域振興事務所	捕獲許可及び捕獲指導
千葉県印旛農業事務所	情報提供及び防護柵設置に係る指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害獣による農作物被害が増加していることから，平成31年度の設置に向け関係機関と協議を行っている。また，隊員構成については，協議会会長，第1種銃猟免許所持者であり成田猟友会長が推薦する者，わな猟免許所持者であり被害防止施策の実施に積極的に取り組む者，市職員で構成を予定している。部隊編成については，下記を予定している。



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合や、被害対策等に重要な変更が生じた場合は、その都度、関係機関と協議を行い、効果的な対策の実施を目標に計画の見直しを行うものとする。また、隣接市町との連携を密に図る。